会員拡大に取組もう!
ー入会のしおりの活用をー

厚木爆同

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者　石郷岡 忠男
事務所　大和市桜森3-5-3
フォント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp

第一回支部長会議開催
＝会議で確認された組織拡大の取り組みを実行＝

6月11日に大和市生涯学習センターで今年度初めての支部長会議を開催しました。参加者は書記長、組織部長と各支部の支部長10名の12名。また、オブザーバーとして委員長も同席しました。議題は①各支部体制の現状共有と支部会議の実施について、②今後の会報の配布、集金体制維持について、③会員拡大行動についての3点。約2時間かけて活発な議論が行われました。まずは各支部の状況について各支部から報告。昨年度の支部長会議にて検討を依頼していた支部会議、班長会議について大和の北1支部、北2支部、中支部と綾瀬、藤沢支部などが8月以降で実施予定のことでした。

第1回支部長会議（6月11日大和市生涯学習センター）

会員拡大について、昨年度も30名程度の新規入会はありましたが、以前に比べ入会者自体は多いとは言えません。そこで、支部長会議としては、①拡大に向けてお誘いのしおりを作成すること、②作成したしおりを第五次の原告団のニュースに挟んで郵送することなど具体的なアクションが決まりました。

この決定を実行に移したところすぐに反響があり、複数の入会の申し込みや問い合わせがありました。

また、各支部の実態に合わせ、支部会議、班長会議の実施に向け準備を進めて行くことも確認されました。

会員の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

課題解決のために熱心に討議

聞いて！聞いて！（厚木爆同会員の声）

（会員のみなさんの声を募集します。厚木爆同との関わり、厚木基地への意見をお寄せください。）

「静かな空を」

沖縄に次ぐ第二の基地県である神奈川県。米海軍と海上自衛隊の共同使用となっている厚木基地もそのひとつです。

基地から生じる深刻な騒音は違法行為であると、厚木基地爆音防止期成同盟が発足したのが1960年。以来、第一次訴訟の提訴から現在の8，800余人の原告からなる第五次訴訟までの62年間、市民による静かな空を求める闘いが続いています。

厚木爆同の会員として、また五次訴訟の原告として騒音暴露の実態を可視化するために、これまでも「厚木基地爆音日誌」を記録してきました。例えば、2022年3月10日は、午前中から仕事で不在にしていましたが、在宅だった15時から18時の3時間に飛行機3回、ヘリ20回の飛行音を確認しています。メモには「エンジンテストの音が続いている。あまりにうるさいのでシリウスに避難。日飛（日本飛行機株式会社）の屋根からヘリのホバリングを確認。」と記されています。実は、私の住まいは厚木基地の滑走路に面し、オスプレイの定期整備を受注した「日飛」が近くにあります。

夜間に、恐怖を感じるような低周波の飛行音がして、サッシのガラスがびりびりと振動することは何度も経験しています。8，800余人の原告それぞれに8，800件以上の騒音被害事例があるはずです。

国は、生活音の一部である電車やトラックなどの騒音と軍用機の轟音を一緒くたに扱わず基地周辺住民の苦痛に真摯に向き合って欲しいものです。

（大和南1支部　国兼　久子）

とっても危険な「重要土地規制法」とは

この土地利用調査規正法は、自衛隊基地や国境離島、原発周辺の土地利用の実態を調査し、妨害行為への中止勧告や命令が可能になるという法律です。

そしてこの法律は、基地周辺に住む私たちにとても身近な問題でもあります。

米軍・自衛隊基地や原発などの「重要施設」周辺1kmや国境離島などに住み、生活史活動するすべての国民を調査・監視対象にし政府の機関を総動員してプライバシーまで踏み込んで調査・監視することを可能にするものだからです。

また政府は、住民からの情報を募る窓口を設置する方針も明らかにし、「住民を分断しかねない」と私たちは心配しています。

密告社会にも通じるような戦時色の強い陰湿な悪法と言えます。詳しくは折り込みのリーフレットをお読みください。

基地視察に参加しよう

日　時　10月19日（水）
午前7時半～午後6時半

視察地　①川崎市平和館
②横須賀軍港めぐり

参加費　1人3千円（昼食代、乗船代、バス代等）

参加者　厚木爆同会員45名
（支部割り当て）

※詳しくは折り込みのチラシを参照ください

参議院選挙のご支援ありがとうございました。
当選　福島 みずほさん

私たち厚木爆同の推薦した「福島　みずほ」さんが参議院議員に当選しました。

今後も国との交渉などに尽力いただきたいと思います。

厚木基地周辺対策区域指定の見直しは不適切であり反対の声を上げよう

私たち厚木爆同は、現在国が進めようとしている「厚木基地についての生活環境整備法に基づくいわゆる周辺対策区域指定の見直し」と、そのための「騒音実態調査」については、その時期及び方法において不適切であると考えます。

●基地周辺対策区域指定の見直しとは

国は、空母艦載機の岩国基地への移転により騒音状況が変化しているとし、実態に即したものに基地周辺対策区域の指定を見直すとして、騒音実態調査（2022年度～2023年度）後に見直しを行うとしています。

この厚木基地周辺対策区域指定の見直しとは、航空機騒音による被害状況を同じ数値で結んだ曲線の騒音コンター（図表参照）により、種類別区域ごとに補償内容が決められており、第一種区域（75W値以上・住宅防音工事の助成）、第二種区域（建物の移転補償）、第三種区域（緑地帯の整備）とあり、私たち基地周辺住民との係わりが大変深い区域の指定を、国は突如、縮小しようとしているものです。

●見直しを不適切と考える理由

私たちが不適切だと考える理由としては、一つは、空母艦載機の岩国基地移転後の厚木基地の使用状況が未だ極めて流動的であり、この間も日米合同演習訓練や基地周辺住民に不安を与える軍事活動が繰り返されています。

一方で、自衛隊機の頻繁な訓練飛行が恒常化し、米軍ジェット機も依然たびたび飛来して爆音を轟かせ、騒音測定回数も昨年を上回る1万5千回を超えていることや、事故の危険性の高い米軍機オスプレイも日常的に飛行活動を行うようになっていることです。

もう一つは、航空機騒音に係わる環境基準の評価単位が変わったにも係わらず、現在国が行おうとしている約40年も前の騒音評価方法ではなく、現在の科学的知見に立脚した新たな軍用航空機騒音の評価が必要であることにあります。

このことは、第五次厚木基地爆音訴訟の口頭弁論における田村明弘横浜国立大学名誉教授の証言により、現在あるべき軍用飛行場の航空機騒音の評価方法が明らかにされました。

それは、この間の科学的知見の進展を踏まえた画期的なもので、軍用航空機騒音に対する住民反応は他の交通騒音に比べて突出しており、これを客観的に分析して、住民反応に適合的な具体的評価方法を提言するものとなっています。

その評価方法によれば、空母艦載機の岩国基地移転後も、厚木基地の航空機騒音は決して解消されておらず、国の騒音対策もその実態に適合するものでなければならないことが明らかにされています。

このたび国が行おうとしている厚木基地に係わる騒音実態調査と周辺対策区域指定の見直しは、流動的で定まらない厚木基地の騒音状況の実態からしても、また現在の客観的科学的知見に照らしても、余りにも拙速であり、将来に大きな禍根を残すものと言わざるを得ません。

●基地周辺の市長、県知事と国会議員に申し入れ

厚木爆同は、第五次厚木基地爆音訴訟原告団及び弁護団とともに、6月30日から8月1日までの間に国が進めようとしている厚木基地に係わる周辺対策区域指定の見直しについて、改めて地域住民の声に耳を傾け、地元自治体と協議を尽くすことを要請されたく、基地周辺の市長をはじめ県知事と地元の国会議員に申し入れを行いました。

●見直しに反対の声上げよう

会員の皆さん！今回の基地周辺対策区域指定の見直しの問題点を共有していただき、区域指定の見直しに反対の声を国や自治体に上げましょう。

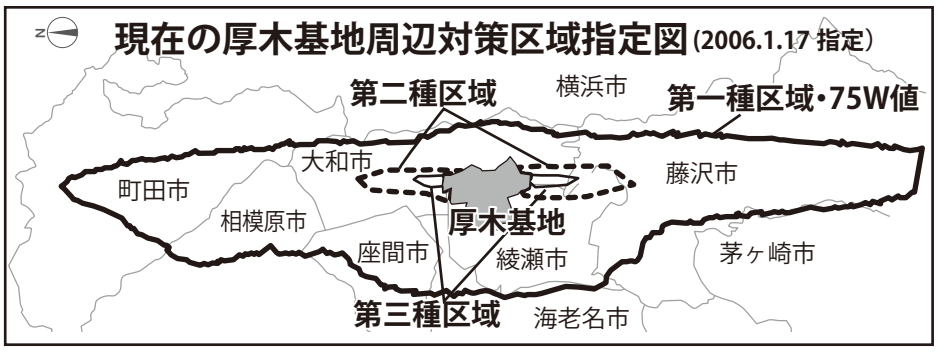

●国は、五次訴訟の裁判で、岩国基地移転後の第一種区域・75W値を作成し証拠として提出した。この第一種区域は、ほぼ基地滑走路を取り巻く範囲に限定され、極めて小さいものとなっている。区域指定の見直しに反対の声を上げよう!

厚木基地のいま…

前号で、厚木基地の新たな使われ方に要注意、の記事を掲載しましたが、その懸念を一層つのらせる事態が続いています。

米本国でのオスプレイの墜落事故が報じられた6月中旬。その直後に米海軍厚木基地所属以外の「外来機」であるオスプレイや大型ヘリコプターが複数機飛来して訓練を実施した様子が確認されました。

7月には、やはり外来機の米軍ヘリコプターが側面の窓から機銃のような物体を突き出した状態で離陸した様子が報じられました。

住宅密集地の中にある厚木基地での危険な訓練や飛行を見過ごしてはなりません。また、海兵隊普天間飛行場所属のオスプレイが基地に隣接する日本飛行機厚木工場での定期整備2機目として飛来しました。加えて、海上自衛隊所属の輸送機C130Rが飛行中に部品を落下した可能性があると報告されました。

8月20日には、米空軍が事故多発を理由にCV22オスプレイを飛行停止にしたのを踏まえて陸上自衛隊のオスプレイを一時的に飛行停止しました。

こうした現状も踏まえて、**8・27神奈川集会**を大和市で行い、その後デモ行進をして市民に訴えかけました。

３機続いて飛来するオスプレイ

厚木基地に飛来する海兵隊ヘリコプター

田村教授証言の勉強会

『軍用機騒音の評価を適切に行うべきだ』と第五次厚木基地爆音訴訟で証言した田村教授の証言内容を理解するための勉強会が行われました。

7月19日、大和市生涯学習センターに関守麻紀子弁護士を講師として迎え、厚木爆同執行委員と五次原告団共催の勉強会は、講師のていねいな解説と多くの質問への回答で、充実した勉強会となりました。

国が第一種区域の見直しを図ろうとする現在、理解を深める為に更なる学習が求められています。

緊張感に満ちた勉強会

「入会のしおり」完成！

新しく会員を勧誘するために、「厚木爆同 入会のしおり」を作成しました。今回の会報に折り込みのしおりをご活用ください。お知り合いの方に声をかけてみてください。追加の希望があれば支部長か事務所に連絡ください。